

## 開業費の取扱

### ● 開業準備期間中に支出した費用（特別に支出する費用の範囲）

**質問** 私は、本年4月に飲食店を開業しましたが、開業準備期間中に、使用人の給与、広告宣伝費、旅費交通費、水道光熱費、賃貸料、借入金利子等の諸費用を支出しました。開業までに支出したこれらの諸経費は、どのように取り扱われますか。

**回答** ご質問の諸費用はすべて繰延資産である開業費に該当します。

**解説** 繰延資産である開業費は、個人事業（不動産所得・事業所得）を開始するまでに特別に支出する費用をいうものとされています。所得税法では経常的な性格を有する費用であっても、その支出が開業準備のために特別に支出されたものであり、かつ、資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払い費用に当たらない場合には、繰延資産として計上することが相当と思われま

す。繰延資産として計上された開業費は、原則として次の算式により計算された金額が償却費として、その年分の必要経費に算入されることとなりますが、確定申告書への記載を要件として任意償却をすることも認められています。（所令 137①一、③）

$$\text{開業費の額} \div 5 \text{（年）} \times \text{業務月数} = \text{その年分の償却費}$$

### ● 開業費の償却の時期

**質問** 私は6年前に個人事業を開業しましたが、開業以来連年赤字のため、開業費を繰延資産として計上したまま全く償却していませんでした。ところが本年初めに黒字が予想されるため、開業費を償却したいと考えていますが可能でしょうか。なお、私は毎年確定申告書を提出しており、開業費について未償却のまま減価償却費の計算欄に計上しています。

**回答** 本年において開業費の額の範囲内の金額を必要経費に算入し、償却することができます。

**解説** 事業を開始するまでの間に開業準備として特別に支出する費用（開業費）を5年で償却します。その年分の必要経費に算入すべき金額として開業費の範囲の金額を確定申告書に記載した場合には、その記載した金額を償却費の額とすることができますが、任意償却の場合、償却期間についての制限期間は設けられていません。ところであなたは、開業費について未償却のまま減価償却費の計算欄に計上した確定申告書を毎年提出しているとのことですが、このことは、開業費の償却費の額を任意償却により0円と記載した確定申告書を毎年提出しているものとみるのが相当です。

したがってご質問の開業費につきましては、たとえ償却をしていなかったとしても、毎年の確定申告書において必要経費に算入すべき金額を0円として記載しているものと認められ、本年においてその開業費の額の範囲内の金額を必要経費に算入することができます。